

兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校 障がい者人材登録募集要項

兵庫県教育委員会

1 募集職種

職種	職務内容	必要免許
講師等（臨時講師・非常勤講師）	臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務に従事します。 非常勤講師は、週あたりで決まった時間割に応じて勤務します。	教員免許
臨時事務職員	市町立学校で行う一般事務に従事します。	

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許（有効期限内）を取得していることが必要です。

2 資格

以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方が登録できます。

- ① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

※ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方を含みます。

- ② 免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を有する方

※ 教員免許については有効期間中のものに限りします。

- ③ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方

（参考）地方公務員法第 16 条

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- ④ 講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第 9 条の以下の各号のいずれにも該当しない方

（参考）学校教育法第 9 条

- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- ・教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者

3 登録手続き及び受付

登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材登録申込書」に必要事項を記入し、関係教育事務所へ持参または郵送してください。

4 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度限り（１年以内）です。年度を越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、該当担当者からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

6 任用場所

市町立の小・中・特別支援学校・定時制高校

7 任用時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

8 任用期間

原則として１年以内。任用場所の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

臨時的任用職員の給料等は、それぞれの職種の正規職員に準じます。（経歴に応じて給料月額を決定します。）

会計年度職員の報酬等は任用形態によって異なります。

【参考：大学等卒業直後の場合】

○臨時講師

給料月額（地域手当を除く）

- ・ 大学卒 208, 208円 （１級２１号給）
- ・ 短大卒 188, 552円 （１級１３号給）

※ 上記以外に諸手当が支給されます。

○非常勤講師

報酬月額（地域手当を除く）

１週間あたりの勤務時間数に応じて、次のとおりです。

１週間あたりの勤務時間	報酬額（円）
29時間	202, 300
23時間15分	162, 200
15時間30分	108, 100
11時間40分	81, 400

なお、月の途中で任用された場合、離職した場合又は死亡した場合については日割りにより計算した額となります。

また、年次休暇及び特別休暇（有給のものに限る）以外の事由により、勤務すべき時間中に勤務しない場合は、その勤務しない時間 1 時間について、勤務時間 1 時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給します。

$$1 \text{ 時間当たりの報酬額} = \frac{\text{報酬月額} \times 12 \text{ 月}}{52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間当たりの勤務時間}} \quad ※ 1 \text{ 円未満端数切り上げ}$$

※ 上記以外に地域手当、通勤手当が支給されます。

○臨時事務職員

報酬月額（地域手当を除く）

- ・ 大学卒 171,700円 （2級21号給）
- ・ 短大卒 160,100円 （2級13号給）
- ・ 高校卒 150,600円 （2級 5号給）

※ 上記以外に諸手当が支給されます。

10 登録申込書の配付場所

関係教育事務所の総務課

- ・ 登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長3号封筒に返送先を明記のうえ、84円切手を貼付し、関係教育事務所あて送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」希望と朱書きしてください。
- ・ 教職員課のホームページからもダウンロードができます。（両面印刷をして使用してください）

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>

11 登録申込書の配付場所、提出先及び問い合わせ先

各教育事務所

- ☐ 阪神教育事務所 総務課 教職員担当
〈所在地〉〒662-0854 兵庫県西宮市櫛塚町 2-2 8
兵庫県西宮庁舎 3 階
〈電 話〉0798-39-6154
- ☐ 播磨東教育事務所 総務課 教職員担当
〈所在地〉〒675-8566 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木 9 7-1
加古川総合庁舎 9 階
〈電 話〉079-421-9413
- ☐ 播磨西教育事務所 総務課 教職員担当
〈所在地〉〒670-0965 姫路市東延末三丁目 12 番地
姫路白鷺ビル 8 階
〈電 話〉079-281-9123
- ☐ 但馬教育事務所 総務課
〈所在地〉〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町 7-11
豊岡総合庁舎 4 階
〈電 話〉0796-26-3773
- ☐ 丹波教育事務所 総務課
〈所在地〉〒669-2341 兵庫県篠山市郡家 451-2
〈電 話〉079-552-7484
- ☐ 淡路教育事務所 総務課
〈所在地〉〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋 2 丁目 4 番 5 号
兵庫県洲本総合庁舎 3 階
〈電 話〉0799-26-3203

12 その他

- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず関係教育事務所に連絡してください。
- 任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。
- 登録された方は、任用が決まり次第、早急に別紙様式にて任用状況を関係教育事務所に報告してください。

(別紙)

兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校

障がい者人材登録 任用報告

〇〇教育事務所 総務課 行

希望職種	
------	--

名 前 _____

T E L () — _____

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用 状 況	任用場所	任用期間	職種	任用形態	勤務時間 (非常勤)
		年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	
		年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	